

[事案 2019-155] 新契約無効請求

・令和2年9月15日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社に不信感を抱いたことを理由として、契約の取消しと既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年3月に契約した医療保険およびがん保険について、以下の理由により、保険会社に対して不信感を抱き、被保険者である自分の妻が、今後何らかの病気やケガに見舞われた際、保障してくれない雰囲気が多大であると感じたため、契約を取り消して既払込保険料を返してほしい。

- (1) 募集人は、自分の妻が交通事故により車いすを使っていたことを知りながら、告知に当たり、「全部いいえで良い。」と不告知教唆をした。
- (2) 本契約の設計書が交付されていない。

<保険会社の主張>

募集人は、不告知教唆をしておらず、設計書も交付しているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、被保険者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による不告知教唆を認めることはできず、また、設計書の不交付の事実も認めることができず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。